

○標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(表一の項関係) 第一条 (略) 2～3 (略) 4 表一の項第三欄第一号の内閣府令で定める内閣審議官は、中心市街地活性化本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部及び地域再生本部に関する事務の処理を掌理するもの、知的財産戦略本部に関する事務の処理を掌理するもの、国家公務員制度改革推進本部の事務局次長に充てられたもの、郵政事業の抜本的な見直しに関する法案の作成業務等の事務の処理を掌理するもの並びに拉致問題に係る総合的な対策を機動的に推進するための本部及び関係府省の連絡会議の事務を掌理するものとする。</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>(表一の項関係) 第一条 (略) 2～3 (略) 4 表一の項第三欄第一号の内閣府令で定める内閣審議官は、中心市街地活性化本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部及び地域再生本部に関する事務の処理を掌理するもの、知的財産戦略本部に関する事務の処理を掌理するもの、国家公務員制度改革推進本部の事務局次長に充てられたもの並びに郵政事業の抜本的な見直しに関する法案の作成業務等の事務の処理を掌理するものとする。</p> <p>5～7 (略)</p>